

白河市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、平成 28 年度財政援助団体等に対する監査を行ったので、同条第 9 項及び白河市監査委員条例第 8 条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 28 年 8 月 15 日

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

白河市監査委員 藤 田 文 夫

平成 28 年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の期間

平成 28 年 6 月 10 日 ～ 平成 28 年 8 月 8 日

3 監査の対象

市民生活部の所管部局が平成 27 年度に財政援助等を行った団体等

4 監査の方法

- (1) 補助金の交付額が 30 万円以上のものを抽出（19 件）し、あらかじめ担当所管課から、補助金等の交付に関する関係書類と資料等の提出を求め、事務手続きが適正に行われているかどうかなどについて、調査・照合するとともに、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取るなどの手法により実施した。
- (2) 公の施設の指定管理者の中から抽出（1 件）し、あらかじめ担当所管課から、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、関係書類と資料等の提出を求め、事務処理全般の内容が適正であるかどうかなどについて、調査・照合するとともに、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取るなどの手法により実施した。

5 監査の結果

今回、監査対象となったものについては、概ね適正であると認められた。

なお、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

平成28年度財政援助団体等に対する監査対象

(1)財政援助団体 (所管部局関係)

※交付額30万円以上任意抽出

No.	補助金等の名称	団体等の名称	H27交付額	担当課
1	「ふれあいの場」創出事業助成金	西白河地方市町村会	500,000	生活環境課
2	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	「さあいこう！白河Project」 実行委員会	500,000	〃
3	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	Shirakawa Week 実行委員会	500,000	〃
4	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	白河歴史文化協会	500,000	〃
5	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	Shirakawa Fun humans	400,000	〃
6	地域協議会等連絡調整会議補助金	地域協議会等連絡調整会議	340,000	〃
7	白河市交通安全母の会連絡協議会補助金	交通安全母の会 連絡協議会	450,000	〃
8	白河地区交通安全協会白河連合支部補助金	白河地区交通安全協会	500,000	〃
9	白河市町内会連合会補助金	白河市町内会連合会	1,181,000	〃
10	地域の底力再生事業補助金	白河市町内会連合会	10,613,000	〃
11	白河市防犯協会補助金	白河市防犯協会	320,000	〃
12	白河市環境美化運動連絡協議会補助金	白河市環境美化運動連絡協議会	1,658,000	〃
13	白河市保健委員会補助金	白河市保健委員会	2,004,000	〃
14	自主防災組織育成助成金	鹿島自治会自主防災会	800,000	〃
15	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	河東田太鼓継承会	320,000	表郷庁舎 地域振興課
16	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	大信こだま太鼓	300,000	大信庁舎 地域振興課
17	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	隈戸川音頭保存会	300,000	〃
18	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	琴平相撲復活活性化委員会	400,000	東庁舎 地域振興課
19	白河市地域づくり活性化支援事業補助金	釜子商店会地域活性化 プロジェクト	305,000	〃

(2)公の施設の指定管理者 (所管部局関係)

No.	公の施設の名称	指定管理者の名称	H27負担金	担当課
1	小田川市民センター	小田川市民センター 利用者協議会	956,572	市民課